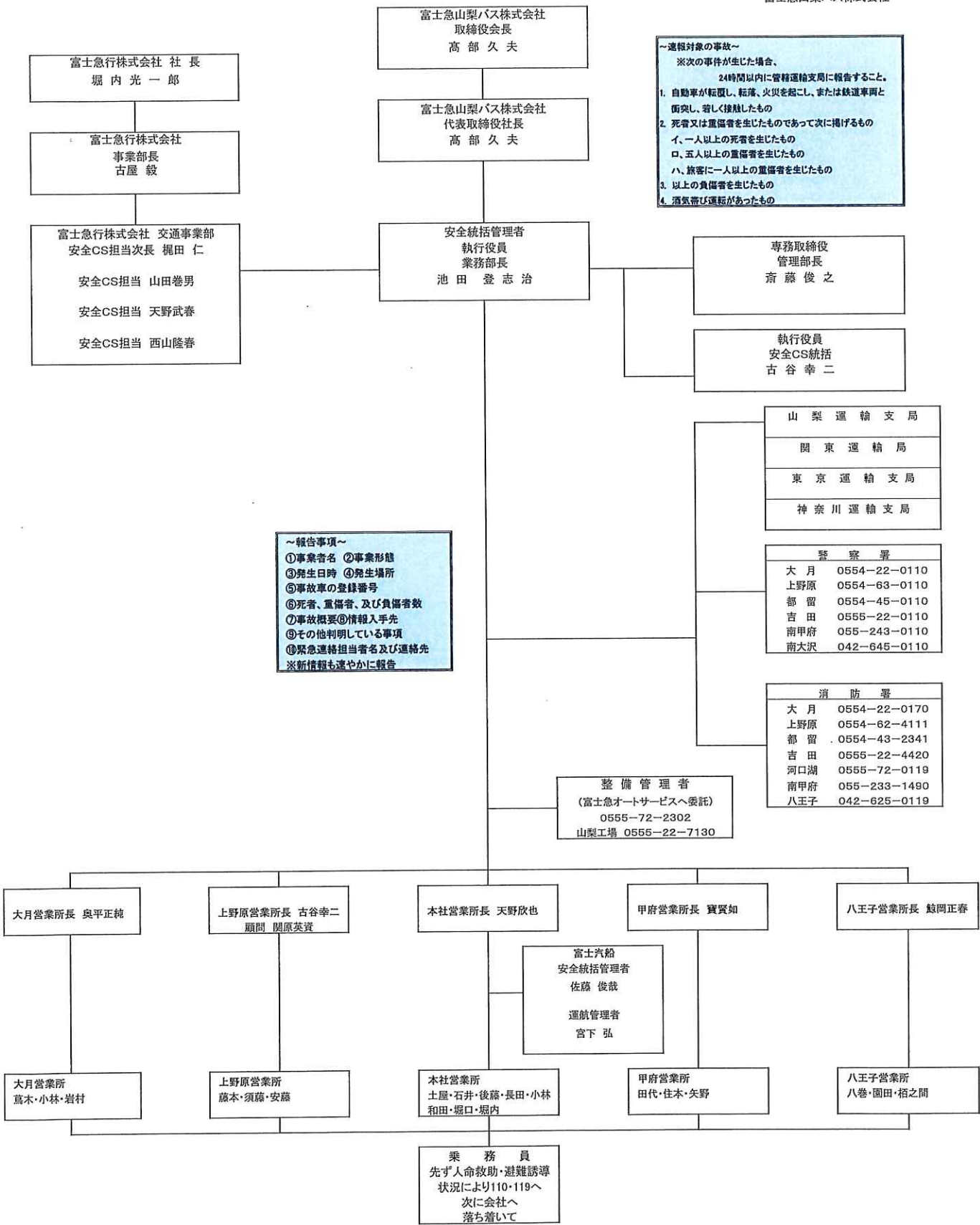


緊急連絡系統図

平成 31 年 1 月 1 日現在
富士急山梨バス株式会社



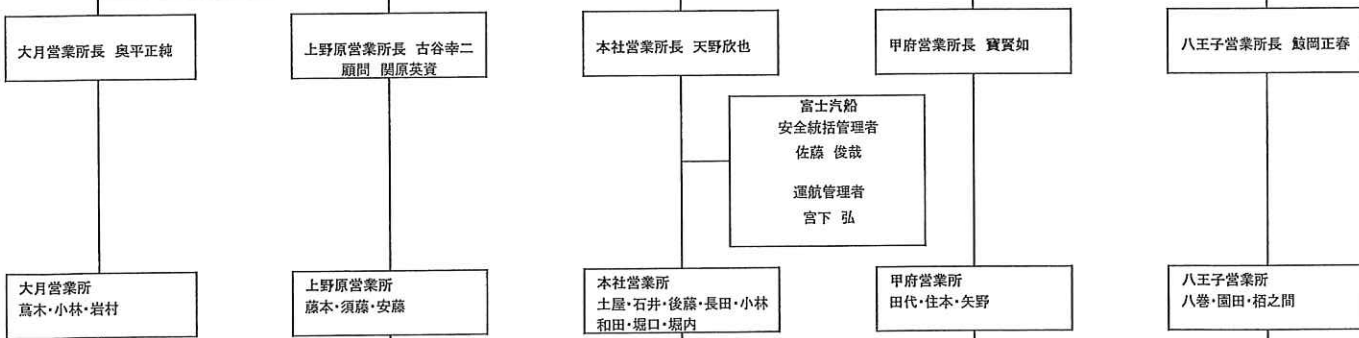
～通報対象の事故～
※次の事件が生じた場合、
24時間以内に管轄運輸支局に報告すること。
1. 自動車が転覆し、転落、火災を起こし、または鉄道車両と衝突し、若しくは接触したもの
2. 死者又は重傷者を生じたものであって次に掲げるもの
イ、一人以上の死者を生じたもの
ロ、五人以上の重傷者を生じたもの
ハ、旅客に一人以上の重傷者を生じたもの
3. 以上の負傷者を生じたもの
4. 酒気帯び運転があったもの

～報告事項～
①事業者名 ②事象形態
③発生日時 ④発生場所
⑤事故車の登録番号
⑥死者、重傷者、及び負傷者数
⑦事故概要⑧情報入手先
⑨その他判明している事項
⑩緊急連絡担当者名及び連絡先
※新情報も速やかに報告

警 察 署	
大 月	0554-22-0110
上野原	0554-63-0110
都 留	0554-45-0110
吉 田	0555-22-0110
南甲府	055-243-0110
南大沢	042-645-0110

消 防 署	
大 月	0554-22-0170
上野原	0554-62-4111
都 留	0554-43-2341
吉 田	0555-22-4420
河口湖	0555-72-0119
南甲府	055-233-1490
八王子	042-625-0119

整備管理者
(富士急オートサービスへ委託)
0555-72-2302
山梨工場 0555-22-7130



乗 務 員
先ず人命救助・避難誘導
状況により110・119へ
次に会社へ
落ち着いて